

答申第45号（諮問第53号）

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対し平成29年10月4日付け千葉市指令教教職第5号により通知した開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないとして開示請求を拒否した決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

審査請求に係る経緯は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

審査請求人は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成29年9月20日付けで、実施機関に対し、「千葉市立〇〇中学校において発生した〇〇教諭の暴行事件についての処分において、正式な決定書 発生日時 平成29年〇月〇〇」の開示を求める公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示請求を拒否する決定

実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「本件開示請求文書」という。）が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとして、条例第10条及び第11条第2項の規定に基づき、本件決定を行い、その旨を平成29年10月4日付け千葉市指令教教職第5号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年10月13日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 実施機関の弁明

実施機関は、本件審査請求に対し、法第9条第3項の規定による読替え後の法第29条第2項の規定に基づき、平成29年11月7日付けで本件審査請求は棄却することが妥当であるとする弁明書を作成し、同条第5項の規定に基づき、これを審査請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第19条の規定に基づき、平成29年11月22日付け29千教総第560号により本審査会に諮問した。

6 審査請求人の反論

審査請求人は、実施機関の弁明書に対し、法第30条第1項の規定に基づき、平成29年12月1日付けで、反論書を提出した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び反論書による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 地方公務員の懲戒処分及びその公開に関して法律での明文規定はないものの、国家公務員についての法規と同様であるとされていることから公開すべきである。
- (2) 実施機関の職員より口頭で処分があったことを聞いている。それを確認するためのものであり、不開示は不当である。
- (3) 刑事事件で有罪の決定がすでに下されているような社会的な影響が大きい事件を隠ぺいすることは許されない。
- (4) 直接の利害関係者である被害者が加害者の加害行為に対する処分内容を確認するのは、被害者本人の権利である。
- (5) 以下の点を開示するよう求める。
 - ア その処分が実際にあったかどうかの事実確認
 - イ 処分があった場合は法規に則った処分であるかの確認
 - ウ 法規に則った処分の場合はその決定内容、処分対象の認定事実及び

処分日時

第4 実施機関の説明の要旨

審査請求に対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

- 1 本件開示請求文書の存否を明らかにすることは、「平成29年〇月〇〇に千葉市立〇〇中学校において発生した暴行事件について特定の個人が処分を受けた事実」の有無（以下「本件事実の有無」という。）を示すことになる。

本件事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号本文に該当する。

- 2 次に、本件事実の有無が条例第7条第2号ただし書のいずれかに該当するかを検討する。

まず、特定の個人が処分を受けたことを公表すべきとする法令の規定は存在しない。

また、実施機関が定める「懲戒処分の指針」では、一部の懲戒処分等については被処分者の氏名を公表するものとしているが、職員の処分全般について被処分者の氏名を公表するものとはしていない。さらに、当該指針に基づくもの以外について、公表する運用はしていない。

したがって、本件事実の有無は、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たらず、同号ただし書アに該当しない。

本件事実の有無が、条例第7条第2号ただし書イに該当しないことは明らかである。

さらに、本件事実の有無は、公務遂行等に関して非違行為があったと示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものといえることができ、条例第7条第2号ただし書ウにも該当しない。

- 3 以上のことから、本件開示請求に係る文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第2号が定める不開示情報を開示することとなるから、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

本審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例第10条の趣旨及び解釈

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

開示請求に対しては、開示請求に係る公文書を特定した上で、開示又は不開示の決定をするか、公文書が存在しない場合には不存在の理由を示して不開示の決定をするのが原則である。しかし、例外的に、開示請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって条例第7条各号の規定により保護しようとしている利益が損なわれることとなる場合がある。本条は、このような場合において、公文書の存否自体を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしたものである。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求文書の存否を答えることによって条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなるとして本件決定を行っているため、これが妥当なものであるか、以下検討する。

(1) 本件開示請求文書の存否を答えることによる効果

まず、本件開示請求文書の存否を答えることにより、どのような効果が発生するかを検討する。

本件開示請求文書は、「平成29年〇月〇〇に千葉市立〇〇中学校において発生した暴行事件について特定の個人が受けた処分」に係る文書である。

したがって、本件開示請求文書の存否を答えるものとした場合、「平成29年〇月〇〇に千葉市立〇〇中学校において発生した暴行事件について特定の個人が処分を受けた事実」の有無（本件事実の有無）を開示することと同様の効果が発生するものと認められる。

(2) 不開示情報として保護すべき利益について

次に、実施機関が、本件事実の有無を開示することにより条例第7条第2号が定める不開示情報を開示することとなると主張しているため、この点について検討する。

ア 条例第7条第2号の趣旨及び解釈

(ア) 条例第7条第2号（以下アからウまでにおいて「本号」という。）

本文は、プライバシーを最大限に保護するため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別することができるものは一切不開示とすることを原則としている。

その一方で、本号ただし書は、個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上公にする必要の認められるものについては、例外的に開示することとしている。

(イ) 本号ただし書アは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を開示すべき旨を定めている。これは、公にすることにより、個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまると考えられる場合は、これを不開示情報から除外する趣旨を含むものである。

(ウ) 本号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を開示すべき旨を定めている。これは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益に優越する公益があるときは、個人に関する情報であっても開示することを定めたものである。

(エ) 本号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、「当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分」を開示すべき旨を定めている。これは、本市の諸活動を説明する責務が全うされるようにするためには、これらの情報を明らかにする意義が大きいことから、仮に特定の公務員等個人を識別させることとなっても開示することを定めたものである。そして、当該公務員等の氏名は、本号ただし書ウではなく、本号ただし書アにより開示又は不開示の判断をするものと解されている。

イ 本号本文該当性

(ア) まず、本件事実の有無が本号本文に該当するか検討すると、本件開示請求は、特定の教諭の名字を対象公文書の件名として明記した上で行われているものであることから、本件事実の有無は、本号本文が定める「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

(イ) 一方、審査請求人は、本件事実の有無については既に実施機関の職員から聞いており不開示が不当であること、また、本件事実に関

して直接の利害関係者である審査請求人が確認するのは当然の権利であることを主張する。したがって、本号本文の該当性を判断するに当たり、開示請求者の個別の事情を考慮すべきかが、問題となる。

この点、条例は、第5条において、「何人も」公文書開示請求をすることができるものと定め、開示請求の主体について何らの制約を設けておらず、また、第6条及び第7条において、開示請求の理由、目的又は利害関係の有無を問うことなく第7条各号が定める不開示事由に該当しない限り公文書の開示を認める仕組みを定めている。

また、本号本文前段は、その規定の文言上、個人の権利利益を害するおそれの有無を問うことなく、特定の個人を識別することができる情報は原則として不開示とする立場をとっていることが明らかである。

これらの条例の規定に照らすと、仮に開示請求者にとって本号により不開示とすべき情報が明らかであったとしても、これにより本号の規定による不開示が許されなくなるものではなく、本号該当性の判断に当たって開示請求者の個別の事情を考慮する必要はないと解するのが相当である。

(ウ) 以上から、本件事実の有無は、本号本文に該当する。

ウ 本号本文ただし書該当性

次に、本件事実の有無が、本号ただし書のいずれかに該当するか、検討する。

(ア) 本号ただし書イについて

本件事実の有無が明らかに本号ただし書イに該当しないことは、実施機関が主張するとおりである。

(イ) 本号ただし書ウについて

本件事実の有無が公務員の私事に関する情報の面を含むといえることは実施機関が主張するとおりであるし、イ(ア)でも述べたとおり、本件開示請求は特定の教諭の名字を対象公文書の件名として明記した上で行われており、本件事実の有無には公務員の氏名が情報として含まれるものであることから、本件事実の有無については、本号ただし書ウではなく、本号ただし書アの該当性が問題となる。

(ウ) 本号ただし書アについて

a 審査請求人は、地方公務員の懲戒処分及びその公開に関して、国家公務員についての法規と同様であるとされていることを理由に開示すべき旨の主張をするが、特定の個人が処分を受けたことを公表すべきとする法令の規定は存在しない。

また、実施機関において職員の処分全般について被処分者の氏

名を公表する運用をしていないことも、実施機関が主張するとおりである。

- b また、審査請求人は「刑事事件で有罪の決定がすでに下されているような社会的な影響が大きい事件を隠ぺいすることは許されない」と主張する。

確かに、実施機関が定め、公表している「懲戒処分の指針」の第3の1は、公表の対象として「社会的影響等を勘案し、公表の必要性が認められる処分」を定めていることに照らすと、社会的影響も、懲戒処分等に関する情報の本号ただし書アの該当性を判断するに当たって考慮すべき一要素であることは否定できない。

しかし、同指針第3の2は、「社会的影響が極めて大きい場合」に限り氏名も公表するものとしており、そして、審査請求人の主張の真否はともかく、少なくとも現時点において本件事実の有無が公表されていない状況にあつては、当該情報が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは認められない。

- c したがって、本件事実の有無は、本号ただし書アに該当しない。
(エ) よって、本件事実の有無は条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

エ 結論

以上のことから、本件開示請求文書の存否自体を明らかにすることによって条例第7条第2号が保護しようとする利益が損なわれると認められるため、条例第10条により本件開示請求を拒否することが妥当である。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成29年11月12日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
平成29年12月7日	実施機関から反論書の写しを受理
平成30年1月12日	審議（第146回情報公開審査会）
平成30年2月16日	審議（第147回情報公開審査会）

千葉市情報公開審査会委員名簿
(平成28年10月1日～平成30年9月30日)

氏名	役職	備考
大久保 佳 織	弁護士	
鈴木 庸 夫	明治学院大学法科大学院教授	会 長
田部井 彩	中央学院大学法学部講師	
鶴 見 泰	弁護士	職務代理者
皆 川 宏 之	千葉大学法政経学部教授	